

# 外形標準課税チェックリスト

外形標準課税の申告書を作成する際には、下記の事項に留意してください。



## ★収益配分額全般

番号	留意点	チェック
①	報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料を計上する事業年度は、法人税の所得金額の計算上損金又は益金の額に算入される事業年度と一致します。(下記②を除きます。)	
②	資産(棚卸資産、建設仮勘定、無形固定資産等)に計上される報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料は、損金の額に算入される事業年度ではなく、法人が支出する事業年度に算入します。	
③	報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料は消費税及び地方消費税を除いて計算します。	
④	報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料に該当するものがあれば、会計上の勘定科目にかかわらず、課税標準額に算入します。	
⑤	当期に未払又は未収計上したもので、当期の法人税の所得金額の計算上損金の額に計上される給与や利子等は、課税標準額に算入します。	
⑥	収益配分額のうち、報酬給与額の占める割合(小数点以下切上げ)が70%を超えていれば雇用安定控除の適用があり、第6号様式別表5の2で控除計算を行います。	

## ★報酬給与額

番号	留意点	チェック
①	報酬給与額の対象となるのは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者すべてが含まれます。「アルバイト」「パート」「役員」等の名称を問いません。	
②	現物支給や金銭以外の経済的利益のうち所得税における給与所得・退職所得で法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されるものは、報酬給与額に含めます。	
③	所得税法上における非課税限度額を超えて支給される通勤手当(課税通勤手当)は、報酬給与額に含めます。その際、消費税は除いて計算します。	
④	請負契約及び委託契約に基づいて支払う代金については、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成の対価や委託する事務をなすことに対する対価であるので、注文者である法人の報酬給与額に含めません。	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出向者に係る給与負担金は、実際に負担している法人(実質的負担者)の報酬給与額に含めます。その際、法定福利費や非課税通勤手当は除きます。</li> <li>・出向者に係る年金掛金は、実際に負担している法人(実質的負担者)の報酬給与額に含めます。</li> <li>・出向者に係る退職給与負担金は、直接退職者本人へ退職金を支払う法人(形式的支払者)において、支払った事業年度の報酬給与額に含めます。</li> </ul>	
⑥	企業年金等(厚生年金基金・確定拠出年金等)の掛金は、報酬給与額に含めます。(厚生年金代行部分は含めません。)	
⑦	企業年金掛金のうち、事務費掛金・福利施設掛金等は、将来に本人が受け取る年金等の原資となるものではないので、報酬給与額に含めません。	
⑧	<p>労働者派遣とは、『労働者派遣法』に基づく労働者派遣契約又は『船員職業安定法』に基づく船員派遣契約による労働者派遣のことです。</p> <p>同契約による労働者派遣について、派遣先法人の報酬給与額は、当該法人が役員・従業者に支払う給与等の額に派遣元に支払う派遣契約料(消費税を除く。)の75%相当額を加えた金額となります。</p>	

### ★純支払利子

番号	留意点	チェック
①	申告期限の延長に係る利子税及び延滞金は、支払利子に含めます。不申告や納期限後納付に係る延滞金は、支払利子に含めません。	
②	法人税法上、売買があったとされるリース取引と金銭貸借とされるリース取引に係る利息相当分が、契約書等において明確かつ合理的に区分されている場合は、純支払利子に含めます。	
③	売掛債権を金融機関等ファクタリング会社に対し売却した場合の手数料は、償還請求権がない場合は、支払利子に含めません。	
④	受取利息は、源泉所得税や利子割額を控除する前の総額で計上します。	
⑤	還付加算金は、受取利子に含めます。	

### ★純支払賃借料

番号	留意点	チェック
①	純支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋(これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含む。)の使用の対価です。	
②	契約書や請求書等で、家賃と共益費とが明確かつ合理的に区分されている場合は、当該共益費は純支払賃借料に含めません。(区分されていない場合は、全額含めます。)	
③	連続して1月以上、土地又は家屋を使用又は収益していると認められる荷物の保管料は、純支払賃借料に含めます。	
④	借上げ社宅の場合、法人が支払う家賃は支払賃借料、従業員から受け取る家賃は受取賃借料に含めます。共益費等について、明確かつ合理的に区分されている場合は、除きます。	

### ★単年度損益

番号	留意点	チェック
①	単年度損益は、繰越欠損金控除前の法人事業税の所得金額となります。	

### ★資本割

番号	留意点	チェック
①	自己株式を取得した場合、法人税法施行令8条1項で資本金等の額の減算項目となりますので、外形標準課税における資本割の計算においても同様に計算します。	
②	平成13年4月1日以後に旧商法に基づく無償減資による資本の欠損てん補を行った場合は、その金額を資本金等の額から控除する特例措置があります。なお、資本準備金の取崩しによる欠損てん補を行った場合も同様の取扱いとなります。	
③	平成18年5月1日以後(会社法施行後)に、剰余金を資本の欠損のてん補に充てた金額は、当該欠損のてん補に充てた金額を資本金等の額から控除する特例措置があります。(剰余金として計上してから1年以内に欠損のてん補に充てた金額に限ります。)	
④	平成22年4月1日以後に、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、利益準備金・その他利益剰余金による無償増資を行った場合は、当該無償増資した額を資本金等の額に加算します。	
⑤	平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、法人税法上の資本金等の額に無償増資、無償減資等による欠損填補を加減算した金額と、資本金に資本準備金を加えた額とを比較し、大きい方の額を資本割の課税標準額とします。	